

## 保育利用調整基準

- 1 利用調整については、基本点数表及び調整点数表により、算出した点数の高い世帯の児童から保育施設等を優先的に利用できるものとする。
- 2 前項の規定による利用調整において、同一点数で複数名が並んだ場合は、優先順位表により、優先順位を決定するものとする。

基本点数表

番号	保護者の状況			基本点数	
	事由	状況		父	母
1	就労	被雇	月180時間以上の就労を常態とする。	10	10
			月150時間以上の就労を常態とする。	9	9
			月120時間以上の就労を常態とする。	7	7
			月90時間以上の就労を常態とする。	5	5
			月48時間以上の就労を常態とする。	3	3
		自営	月180時間以上の就労を常態とする。	10	10
			月150時間以上の就労を常態とする。	9	9
			月120時間以上の就労を常態とする。	7	7
			月90時間以上の就労を常態とする。	5	5
			月48時間以上の就労を常態とする。	3	3
		協力者	月180時間以上の就労を常態とする。	9	9
			月150時間以上の就労を常態とする。	8	8
			月120時間以上の就労を常態とする。	6	6
			月90時間以上の就労を常態とする。	4	4
			月48時間以上の就労を常態とする。	3	3
		内職	月180時間以上の就労を常態とする。	8	8
			月150時間以上の就労を常態とする。	7	7
			月120時間以上の就労を常態とする。	5	5
			月48時間以上の就労を常態とする。	2	2
2	妊娠・出産	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間			- 10

			入院	1ヶ月以上にわたると見込まれるもの	10	10
3	保護者 疾病・ 障害	疾 病	病臥	常時臥床	10	10
			長期 加療	寝たきりでないが、通院加療を行い、安静が必要で保育が著しく困難な場合	7	7
			一般 療養	上記以外の自宅療養で、保育に支障がある場合	5	5
4	同居親 族等の 介護・ 看護	障 害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A1・A2の交付を受けていて、保育が常時困難な場合		10	10
			身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1・B2の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合		8	8
			身体障害者手帳5・6級の交付を受けているか、同程度と判断できる者で、保育が困難な場合		6	6
5	災 害 復 旧		月120時間以上、病人や障害者の介護、看護や入院・通院・通所の付添いにあたっている。		7	7
			月90時間以上、病人や障害者の介護、看護や入院・通院・通所の付添いにあたっている。		5	5
			病人や障害者の介護、看護や入院・通院・通所の付添いにあたり、保育に支障がある。		4	4
6	求 職 活 動		求職活動（起業準備含む）を継続的に行ってい る。		2	2
7	就学		月120時間以上就学している。		7	7

		月90時間以上就学している。	5	5
		上記未満の就学	2	2
8	社会的 養護が 必要な 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生福祉事務所長又は児童相談所長が当該申請する子どもが虐待されている又はその恐れがあると認める場合</li> <li>・厚生福祉事務所長が保護者がDVを受けていることにより保育が困難と認める場合</li> </ul>	25	
9	不存在	保護者のいずれかがいない家庭（死別、離別、行方不明など）	10	10

#### 備考

- 1 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの点数の合算を基本点数とする（8 社会的養護が必要な場合に該当する場合は、25点とする）。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々基本点数の高い方の事由の点数を採用する。
- 4 父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。
- 5 就労時間数は、休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等で表記の時間数によりがたい場合は別途判断する。

調整点数表

番号	事由	内容	点数
1	社会的養護が必要な場合	厚生福祉事務所長又は児童相談所長が当該申請の子どもが虐待を受けている又は恐れがあると認定した場合、又は配偶者のDVにより保育ができないと認定する場合	30
2	ひとり親世帯	ひとり親世帯である（離婚・離婚調停中・死別等）。	15
3	申込児童の保育状況 (右の項目の1つだけ選択)	・地域型保育事業の卒園児で当該地域型保育が連携施設を指定していない場合 ・2歳児までを預かる企業主導型保育事業の卒園児	10
		申込時に事業所内保育施設を利用しており、引き続き就労要件で入所希望する場合（なお、「6.産休・育休明け」とは重複適用できない。）	3
4	子どもの障害	当該申請する子どもが身体障害者手帳又は療育手帳等を交付されている場合	5
5	保育士の子ども	保育士等の資格を保有する保護者が特定教育・保育施設、地域型保育事業所で保育士・幼稚園教諭・保育教諭として勤務している、または勤務予定の場合	5
6	産休・育休明け	産後休暇又は育児休業（育児休暇）より復帰する月の入所を希望する場合（産後休暇又は育児休業（育児休暇）より復帰し最初に迎える4月の入所を希望する場合を含む。なお、継続待機となる場合、同一年度内に限り加点を有効とする。）	3
7	きょうだい 在籍	当該申請に係る子どものきょうだいが在籍している施設を希望する場合（4月1日入	6

		所については、卒園予定児を除く。)	
8	きょうだい 同 時 申 込	きょうだいで同一施設を希望する場合（かつそのきょうだいに多胎児を含む場合は、さらに2点加点）	1 (3)
9	同 居 祖 父 母	同居している65歳未満の祖父母が、無職又は求職中の場合（疾病等で保育ができない場合を除く。）	▲2
10	きょうだい の 状 況	未就学のきょうだいを保護者等が保育している場合（当該きょうだいが保育施設又は保育事業の利用が不可能な月齢である場合及び介護・看護の対象児童である場合を除く。）	▲2
11	就 労 等 の 状 況	就労等により父または母が単身赴任している場合	2

備考 該当する内容に応じて加点・減点を行う（重複適用可）。

#### 優先順位表

1	保育を必要とする要件の優先順位 ①災害 ②就労（被庸・自営） ③就労（内職） ④疾病 ⑤障がい ⑥妊娠・出産 ⑦介護・看護 ⑧就学 ⑨求職活動	5	保育士等資格保有者が保育所等に勤務
2	きょうだいがすでに入所している	6	核家族世帯（祖父母と同居していない）
3	生活保護受給世帯	7	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯
4	生計中心者が失業中で、他方の保護者が住民税非課税	8	世帯の状況から総合的に判断